

○東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金実施要領

平成元年6月22日

元中業業第126号

改正(最終) 平成26年5月27日26中事業第86号

(目的)

第1 この要領は、東京都地方卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて実施する施設整備事業の運用に関し、必要な事項を定め、その事業の効果的かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2 要綱第1に規定する補助事業者は、多摩地域の青果及び水産民営地方卸売市場の開設者とする。

ただし、当該市場において、開設者に準ずる役割を果している施設所有者を含めるものとする。

2 前項ただし書きに該当する補助事業者が、要綱第4の規定による申請手続きを行う場合は、開設者の副申書（第1号様式）を添付しなければならない。

(補助対象事業の最低限度額)

第3 要綱第2に規定する補助事業は、事業費総額が一件当たり20万円以上のものとする。

(補助対象施設)

第4 要綱第3に規定する補助対象施設は、市場用地内施設に限る。

(補助対象経費)

第5 補助対象経費は、補助対象施設の整備に要する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費としない。

(補助金額の端数処理)

第6 要綱第14の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の処理は、施設毎に行うものとする。

(実績報告書の提出期限)

第7 要綱第13の規定により提出する実績報告書は、補助事業完了後30日以内に提出しなけれ

ばならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(財産処分の制限)

第8 要綱第23に規定する知事の定める期間とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

附 則

この要領は平成元年6月22日から施行する。

附 則（平成6年6月15日6中事業第103号）

この要領は平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月31日14中事業第2号）

この要領は平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日18中事業第740号）

第1 この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日20中事業第575号）

第1 この要領は平成21年4月1日から施行する。

第2 この要領の施行前に行った手続き及び決定等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年5月27日26中事業第86号）

第1 この要領は平成26年6月1日から施行する。